# ふるさと寄附業務支援委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月 安城市企画政策課

## 1 業務の目的

本市では、ふるさと納税を通じて広く全国に本市の魅力を発信するとともに、返礼品を通じた地場産品の開発・拡充を図ることで地域の活性化と寄附金の地域循環に取り組んでいる。

本業務を効果的・効率的に行うため、「ポータルサイトの管理運営、寄附受付及び寄附者対応、寄附情報の管理、返礼品提供事業者対応、返礼品の企画・開拓・登録・更新、返礼品の発注・配送管理、寄附者への御礼状等送付、寄附受領証明書等の作成・発送、ワンストップ特例申請書の処理、ふるさと納税のプロモーションのほか、ふるさと納税を円滑に運営する業務」の構築等を行うことができる支援業者(以下、受注者)を公募型プロポーザル方式により選定する。

# 2 業務の概要

- (1) 業務名
  - ふるさと寄附業務支援委託
- (2)業務場所
  - 安城市桜町地内
- (3)業務内容
  - 安城市ふるさと寄附業務支援仕様書(別紙1)を参照
- (4) 事業期間
  - 業務締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3 選定方式

公募型プロポーザル方式

## 4 見積上限額

12,760千円(消費税および地方消費税を含む)

月々のシステム利用料は別とする。

見積書の作成にあたっては、以下の寄附想定及び仕様書7ページ「8.経費の負担」をもとに算出すること。

寄附金額 180,000千円

**寄附件数** 15,000件

ワンストップ特例申請書受付件数 9,000件

# 5 プロポーザルのスケジュール

(3) 質問事項の回答 令和6年4月15日(月)

(4) 参加表明書提出期限 令和6年4月19日(金)午後5時(必着)

(5) 参加資格確認結果通知 令和6年4月23日(火)

(6)提案書提出期限 令和6年4月25日(木)午後5時(必着)

(7) 一次審査(書類審査) 令和6年5月8日(水)(8) 一次審査の結果通知 令和6年5月10日(金)

(9) 二次審査 (プレゼンテーション) 令和6年5月16日 (木)

## 6 参加資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

- (1) 安城市入札参加資格者名簿(委託)に登録されていること。
- (2) 公告日から契約締結日までに、安城市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当する者でないこと。
- (4) 国税及び県税、市税(提案者の事業所の所在が安城市の場合) が未納でないこと。
- (5) 破産法、会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (6)過去3年間(令和3年度から令和5年度まで)に、寄附受入額が3億円以上の自治体におけるふるさと納税に係る事務の一括代行業務※を元請として受注した実績が複数あること。
- (7)公告日から契約締結日までにおいて、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

※一括代行業務とは、「ポータルサイトの管理運営、寄附受付及び寄附者対応、寄附情報の管理、返礼品提供事業者対応、返礼品の企画・開拓・登録・更新、返礼品の発注・配送管理、寄附者への御礼状等送付、寄附受領証明書等の作成・発送、ワンストップ特例申請書の処理、ふるさと納税のプロモーションのほか、ふるさと納税を円滑に運営する業務」の構築等をいう。

# 7 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。なお、審査及び評価に関する質問及び回答に対する再質問は、一切受け付けない。また、質問の回答は本要領及び安城市ふるさと寄附業務支援仕様書(別紙1)の追補とする。

## (1) 受付期間

令和6年4月2日(火)から9日(火)午後5時まで(必着)

(2) 受付場所

安城市企画部企画政策課公民連携係 メールアドレス kikaku@city.anjo.lg.jp

#### (3) 受付方法

ア 質問にあたっては、質問書(様式5)を使用すること。

- イ (2) に記載のメールアドレスあてに電子メールで提出すること。なお、電子メールを送信した旨を電話連絡すること。
- ウ 件名は「【提案者名を記入】安城市ふるさと寄附業務支援質問書」とす ること。

# (4) 回答方法

令和6年4月15日(月)までに、安城市ウェブサイト「望遠郷」にて 公表する。

### 8 提案書の提出

(1)提出期間

令和6年4月25日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

安城市企画部企画政策課公民連携係 市役所本庁舎2階(17番窓口) 郵送の場合の住所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

### (3) 提出書類

記載事項	内容に関する留意事項	
業務提案書	別紙仕様書に基づき、添付書類の内容	
	については、任意様式A4判とし、両	
	面カラー印刷で10枚以内(20ペー	
	ジ)とすること。添付書類作成の際	
	は、評価基準(別紙2)に示してある	
	以下の点を明確に記載すること。	
業務実績一覧(様式2)	業務実績一覧(様式2)及び様式2に	
	記載の業務実績がわかる書類の写しを	

	添付すること。	
業務担当予定者の経歴等(様式3)	業務実績を証明する資料の添付を求め	
	ないが、確認する場合がある。	
見積書(任意様式)	見積書(任意様式)見積り内容をでき	
	る限り詳細に記載すること。	
	※消費税および地方消費税を含んだ金	
	額とすること。	
会社概要(様式4)		

## (4) 書類提出方法

- ア 提出書類を順に並べ、長辺2点をホチキス止めして7部提出すること。
- イ 提案書は、安城市企画部企画政策課公民連携係まで持参又は郵送する こと(書留郵便に限る。提出期限までに必着)。
- ウ 持参の場合は、持参する旨、事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連 絡をすること。
- エ 郵送の場合は、送付した旨の連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡を すること。なお、郵送時の事故等により、提出期限までに届かない場 合、本市はその責を負わない。

### (5)参加資格の確認

参加資格の確認の結果、失格者がいる場合は、令和6年4月23日 (火)をめどに、その旨を当該失格者の参加申込書に記載された連絡先電子メールアドレス宛に通知する。

## 9 提案者の選定

### (1) 選定委員会の設置

- ア 安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、企画部長を委員長 とする選定委員会を設置し、審査を行う。
- イ 選定委員会の委員は、行革・政策監、企画政策課長、企画政策課長補 佐、企画政策課公民連携係長とし、委員長を含む5名で審査する。

### (2)審査結果

- ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を候補者として決定する。
- イ 候補者の決定後、審査結果を提案者に個別に電子メールで通知する。
- ウ 審査結果のメール通知後、安城市公式ホームページ「望遠郷」で結果

を公表する。

- エ 審査結果についての異議申し立てはできない。
- (3) 一次審查(書類審查)

応募者が6者を超える場合、書類審査を実施し、上位5者を二次審査 (プレゼンテーション)対象として選定する。審査基準は提出書類のみ で、二次審査の基準からプレゼンテーションの配点(5点)を除いた95 点満点で評価する。

- (4) 二次審査 (プレゼンテーション)
  - ア 日 時 令和6年5月16日(木)
  - イ 場 所 安城市役所 詳細は一次審査後に通知する。
  - ウ 説明時間 20分以内とすること。質疑応答の時間は説明時間とは別 に15分とする。
  - 工 説明者

説明者は、本業務を実際に行う担当者が行うこととするが、担当者に加えて担当以外の者が行うことは差し支えない。

オ プレゼンテーション用資料 プレゼンテーションは、提出した添付書類等をもとに実施すること。

## 10 評価基準

- (1)評価基準は、別紙2「評価基準」のとおりとする。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (3)審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、 第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を候補者、2番目に多く獲 得した者を次点者として選定する。ただし、同数の場合は、各委員の合 計点を集計した点数(総合計点)がより高い者を候補者、他方を次点者 とする。

総合計点が同点の場合は、今回の見積価格がより低いものを候補者と し、次に低いものを次点者とする。

なお、候補者が辞退した場合、又は候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を候補者とする。

(4)辞退をする場合は辞退する旨を記載した書面(任意様式)を令和6年 5月7日(火)までに提出すること。

### 11 候補者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがある。

- (1) 参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合
- (2) 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

# 12 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがある。

- (1) 提案書等に不備、不足があった場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提案書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 提案書作成のための業務仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5)審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (7) 見積金額が見積上限額を上回った場合

## 13 契約の締結

- (1)選定委員会が選定した候補者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を 確定させた上で契約を締結する。業務仕様書の内容は提案された内容を 基本とするが、候補者と市との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき業務仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は見積上限額を超えないものとする。
- (3) 候補者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果における次点者と協議を行うこととする。

## 14 その他

- (1) 提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は、参加 者負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 誤字等を除き、提出後の提案書の追加、変更、差替え及び再提出は、 認めない。誤字等軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連絡し たうえで修正できるものとする。
- (4) 著作権の取り扱い
  - ア 決定した事業者の提案書に係る著作権は、安城市に帰属する。ただ し、契約締結前にあっては提案者に帰属する。
  - イ 決定されなかった事業者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては受けない。

(6) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わない。

# 15 問合せ・提出先

安城市役所企画部企画政策課 公民連携係

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2204 (直通)

FAX 0566-76-1112

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp

参考 安城市ふるさと納税の状況 寄附件数、金額及びワンストップ特例申請件数

区分	寄附件数 (件)	寄附金額 (千円)	特例申請件数(件)
令和2年度	8, 121	90, 083	1, 496
令和3年度	8, 186	91, 760	1,659
令和4年度	6, 751	88, 610	1, 462
令和5年度	5, 784	107, 529	1, 519
(2月末)			